

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金に対する意見募集について

(結果)

I 意見募集期間

平成 27 年 9 月 25 日 (金) から 10 月 5 日 (月) まで

II 意見数

合計 : 28 件

※ 1 人から複数の意見提出があった場合にはそれぞれ別個にカウント。

III 主な意見

I. 厚生労働科学研究費補助金全体についてのご意見

○調査で得られたデータについては、匿名化したデータを公開することを研究者に義務づけるべきである。

【対応】

厚生労働科学研究費補助金の助成を受けてライフサイエンス分野の研究を実施する場合には、成果が広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることを目的として、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物等をバイオサイエンスデータベースセンターに提供するよう研究者に協力を求めている、公募要項においてもその旨周知してきたところです。

また、近年のオープンサイエンスの広まりを踏まえ、平成 28 年度の厚生労働科学研究費補助金の公募要項においては、補助金の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について積極的な対応をお願いする旨記載する予定です。

○評価委員に医学関係者以外の統計学、計量経済学、さらには社会科学系の者を加えるべきである。

【対応】

評価者の選任については、現在の「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」で「必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる」とされており、医学関係者以外の評価者も必要に応じて加えるよう求めています。

今後も適切な研究評価が実施できるよう委員の選定も含め適宜検討していきます。

○厚生労働科学研究費補助金から AMED 研究に移管するに当たって、補助金から委託費となり、使用ルールが変更になった経緯を説明してほしい。

【対応】

平成 26 年 5 月に成立した「健康・医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」に基づき、内閣に医療分野の研究開発の司令塔機能が創設され、厚生労働省を含めた各省に計上されている医療分野の研究開発関連予算は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に集約することとなりました。このため、医療分野の研究開発については、国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究として整理され、本来国が行うべき研究を国に代わって受託機関が実施する「委託事業」として取り扱われることとされました。

I.(1).ア.i.政策科学推進研究事業

○高齢者に対する社会負担がなるべく少なく、かつ高齢者の健康を大きく損なわない社会を実現させる研究が望まれる。

【対応】

社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、我が国の経済社会にとって最重要の課題の 1 つと考えております。近年エビデンス（科学的根拠）に基づいた施策立案が求められているところであり、ご指摘の点も踏まえ、理論的・実証的研究を進めて参りたいと考えております。

I.(1).ア.ii.統計情報総合研究事業

○精神科病院における措置の調査分析や医師・医療機関の収益構造に関する調査が必要である。

【対応】

精神保健福祉法において、精神科病院の管理者には、措置入院等の患者について、都道府県への定時報告が義務づけられているところ。都道府県は、その報告に基づき、精神医療審査会において審査をしているところ。

なお、本研究事業は、統計法に基づいて実施している厚生労働統計の改善及び統計分類に関する研究を目的として実施しておりますので、ご指摘の内容は本事業の対象外と考えております。

I.(1).ア.iii.臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業

○ICT のセキュリティに関する研究が必要である。

【対応】

重要な観点と考えておりますので、ご指摘の点については、必要に応じて専門家等の意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

II.(1).イ.地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

○効率的実効的な施策の研究が必要と考える。アジア諸国以外に、アフリカには低費用で大きな貢献を行える分野が多くあると思われるので、例えば青年海外協力隊等と協力して研究立を行ってはどうか。

【対応】

特にサブサハラアフリカ諸国の妊産婦死亡率、5歳未満児死亡率、HIV/AIDS等の感染症による死亡率等の保健指標は、近年改善は見られたものの、依然として世界の他地域と比べて高値であり、ご指摘のとおり、より効率的な国際貢献を行える可能性がある。本研究事業の対象地域や協力パートナーを含む方法は限定しないものの、より効率的な国際貢献につながる研究を優先的に採択して参りたい。

(2)厚生労働科学特別研究事業

○「いじめ」を健康的な側面から考察していただきたいと考える。

【対応】

ご意見のあった研究課題につきましては、必要に応じて専門家等の意見を伺いながら検討していきたいと考えます。

III.(2).ア.がん政策研究事業

○セカンドオピニオンが保険診療適用になるような研究をしてほしい。

【対応】

保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該保険医療機関以外の医師の意見を求める患者からの要望を受けて、患者が当該保険医療機関以外の医師の助言を得るために行う支援については診療報酬上評価が行われています。

なお、本研究事業はがんの医療提供体制について、個別施策の有効性や妥当性等を検証するものであり、保険適用の是非について検討するものではありません。

III.(3).ア.循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業

○喫煙など生活習慣の改善を国民が行うようになる研究を求めたい。

【対応】

これまでも厚生労働省では、国民の生活習慣の改善を目的として、スマート・ライフ・プロジェクト等を通じて普及・啓発を図ってきたところであり、今後も引き続きこれらの取組を進めて参ります。

また、受動喫煙に関しては、健康影響が明らかでもあることから、これまでも受動喫煙防止対策推進のための研究の公募が行われており、平成28年度においても引き続き、研究を継続する予定です。

III.(3).ウ.i.難治性疾患政策研究事業

○医療的な研究を幅広く行ってもらいたいが、効率的に行っていただきたいと考える。

【対応】

研究費の効果的、効率的活用の観点から、「がん（小児がんを含む）」「生活習慣病」「精神疾患」等、他の研究事業において組織的な研究の対象となっている疾病等は本研究事業の対象とはしないことを公募要項に明記しています。また、既存の研究班が対象とする疾病と対象疾病が重複する研究は、既存班と統合して行われることが望ましく、原則として新規採択を行わないことも明記しています。

III.(3).ウ.iii.免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野)

○現行の骨髄バンクは提供側の負担が大きいと考えるが、提要側の負担が軽減される研究が必要。

【対応】

提供側（ドナー側）で負担が多い部分として、骨髄採取の際の全身麻酔の必要性や骨髄採取前の自己血採血の必要性などがあげられますが、これに対して、非血縁者間末梢血幹細胞移植の提供体制も含めた研究を過去3年にわたり行い、その研究成果を元に平成27年10月に行われた厚生科学審議会 第46回造血幹細胞移植委員会において非血縁者間末梢血幹細胞提供の際の条件緩和が承認されたところです。その成果も見つつ、引き続きこのような提供側の負担軽減につながる研究についても推進していきます。

III.(4).ア.長寿科学政策研究事業

○いかに運動をさせるかが最重要テーマであると考え。なお、いかにモチベーションを持たせるかという所にも重点を置く事が求められると考える。

【対応】

介護予防については、住民同士の交流を通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを基盤とした住民主体の活動が重要だとされており、住民が継続的にモチベーションを持ち介護予防活動に取り組む地域づくりを戦略的に進める研究を行う予定です。

III.(4).イ.認知症政策研究事業

○運動を通じた認知症予防に関する研究や介護費用及び負担の軽減をはかるための研究が必要。

【対応】

運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動などが認知症の予防に良いのではないかと考えられておりますので、認知症の発症予防については、運動、口腔に係る機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動などについて、地域の実情に応じて取組

を推進していきたいと考えております。また、本研究事業により、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられるよう施策を推進していきます。

III.(4).ウ.障害者政策総合研究事業

○現在の精神医療における医療の質及び制度の収益構造について改善してから研究事業をするべきではないか。

【対応】

精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保と精神障害者の社会復帰を図る観点から制度改正・運用を進めてきているところであり、本研究事業においても、精神保健の向上を目的として精神保健福祉分野において研究を実施してきたところです。引き続き、研究を推進することが重要と考えています。

III.(5).ア.新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業（一部）

(III.(3).イ.女性の健康の包括的支援政策研究事業)

○真菌による健康被害の予防に関する研究が必要（水虫・カンジダ等）。

○現状の子宮頸がんワクチンの利益と副作用の研究を希望する。

○インフルエンザワクチンの効果についての研究を希望する。

○女性の健康包括支援政策研究事業において精神医療に関わる疫学的な研究を行っていただきたい。

【対応】

真菌感染症については、新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業において、「真菌感染症の病態解明及び検査・治療法の確立とサーベイランスに関する研究」、「酵母様真菌感染症の病原性解明と疫学・診断法・制御法の研究」等の課題を採択し、ガイドラインの策定、サーベイランス、病態解明や診断法等について研究開発を進めているところです。今後も真菌感染症を含めた感染症の研究に取り組むとともに、保健所等とも連携しながら感染症対策に取り組んでまいります。

HPV ワクチンについては、新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業において、「子宮頸がんワクチンの有効性と安全性の評価に関する疫学研究」を設定し、疫学的観点・手法を踏まえた HPV ワクチンの安全性と有効性に関して、現在の本邦のデータに基づいた調査研究を進めているところです。今後も、予防接種については、副反応報告等による安全性に関する情報収集に努めると共に、科学的評価に基づいた研究を進め、国民への適切な情報提供に取り組んでまいります。

インフルエンザワクチンについては、新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業においての「ワクチンの有効性・安全性評価と VPD（vaccine preventable diseases）対策

への適用に関する分析疫学研究」、「予防接種の費用対効果の評価に関する研究」等において、ワクチンの有効性、妥当性、費用対効果等について調査、研究しているところです。今後もインフルエンザワクチンも含めたワクチンの有効性、安全性等の研究にも取り組んでまいります。

なお、「女性の健康の包括的支援政策研究事業」においては、精神医療に関わる疫学的な研究を行う予定はありません。

III.(5).イ.エイズ対策政策研究事業

○エイズ検査を受診しやすくするような制度設計のための研究が必要。

【対応】

HIV感染早期発見のためには、検査受検が重要であり、平成28年度公募課題においては、HIV検査受検勧奨に関する研究を公募課題として設定しました。当該研究において効果的な受検勧奨法が明らかにしていき、その結果を踏まえ、今後、政策へ反映します。

IV.(1).ア.地域医療基盤開発推進研究事業

○セカンドオピニオンの保険診療適用になるような研究をしてほしい。

【対応】

保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該保険医療機関以外の医師の意見を求める患者からの要望を受けて、患者が当該保険医療機関以外の医師の助言を得るために行う支援については診療報酬上評価が行われています。

なお、本研究事業は、社会保障制度改革にともなう病院・病床機能の分化、地域間・診療科間の偏在の是正、チーム医療の推進、専門医のあり方、医療人材の育成・確保、医療の安全の確保等の医療政策に関する研究等を行うものであり、保険適用の是非について検討するものではありません。

IV.(2)労働安全衛生総合研究事業

○職場における健康被害予防対策は重要であり、労災が起きないように研究の実践が必要。

【対応】

今後も労働者の健康と安全に係る対策が促進されるよう必要な研究を進めてまいります。

IV.(3).ア.食品の安全確保推進研究事業

○多くの検査を低廉簡易短時間で効率的に行える検査方法の研究を行っていただきたいと考える。また、トレーサビリティの確保と消費者への情報提示が行われるようになる事を求める。HACCPに関しては実効性の確保について本家であるNASAに提案が行える程度の研究を行っていただきたいと考える。

【対応】

食品の安全確保推進研究事業では、食品のリスク管理を適切に行うために、食品中の化学物質や病原微生物の検査法開発、HACCPの導入推進等に関する研究を行っています。なお、トレーサビリティについては、本研究事業の趣旨と厚生労働行政施策の推進に有用であるかという観点から研究実施の可否について検討していきたいと考えています。今後とも食品安全行政の推進に関する研究を行います。

IV.(3).イ.カネミ油症に関する研究事業

○化学物質全般による被害まで範囲の拡大を行った上で、この研究を行っていただきたい。

【対応】

本事業は、平成24年9月に施行された「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」において、「カネミ油症に関する専門的、学術的又は総合的な研究を推進」するため、国は必要な施策を講じるとされていることを踏まえ実施しているものです。

そのため、カネミ油症の原因物質とされているダイオキシン類の健康影響にかかるメカニズムやカネミ油症患者の長期健康影響を解明する等、その被害の把握についても研究対象としています。

なお、研究の目的から、カネミ油症の原因物質とされているダイオキシン類を対象として、研究を実施しているところであり、対象を有害化学物質全般に拡大することは困難です。

今後とも、本事業による研究成果を踏まえ、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上に資する範囲において、科学的な知見に基づき、引き続き研究を推進します。

IV.(3).ウ.医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

○危険ドラッグを撲滅させるための研究を実施してもらいたい。

【対応】

社会問題となっている危険ドラッグ対策において、指定薬物の指定など、危険ドラッグ対策のための科学的根拠を与える研究は必須と考えています。

平成26年7月以降、概ね毎月、薬事・食品衛生審議会指定薬物部会を開催し、指定薬物への指定を行うとともに、指定に関する手続きを省略する等して、迅速な指定を行っています。また、指定薬物の指定については、基本骨格が同じ物質を一括して指定する「包括指定」を活用しており、これにより未規制物質を幅広く規制することが可能です。

IV.(3).エ.化学物質リスク研究事業

○化学物質と限定しているが、広く「生活環境リスク」の研究として騒音・振動や電磁波の影響も調査研究していただきたい。

【対応】

生活環境の安全対策に係る研究については、健康安全・危機管理対策総合研究において実施しており、電磁波の影響に関する調査研究も平成 24 年度まで実施しました。

なお、騒音・振動の対策については、環境省が所管しております。

IV.(4)健康安全・危機管理対策総合研究事業

○公衆衛生や、健康と総合的なセキュリティを確保するための研究を行っていただきたい。

【対応】

健康安全・危機管理対策総合研究事業では、様々な健康危機事象に効果的に対応するために、全国に普及でき、かつ政策反映に資する研究成果を創出することを目的としており、地域保健基盤形成、水安全対策、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の四つの分野における研究を実施しています。

特に国民の安全を確保するための健康危機管理・テロリズム対策の分野では、必要に応じて他の行政機関とも連携した研究を実施しており、それぞれの分野において社会のニーズに対応した研究を推進しています。

その他

○厚生労働省によるカイロプラクティックの研究は 1991 年以降、研究を実施していない。

引き続きカイロプラクティックの有効性と安全性に関する最新研究の実施を希望する。

【対応】

平成 27 年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構の「統合医療」に係る医療の質・科学的根拠収集研究事業において、統合医療の各種療法（漢方及び鍼灸を除く）に関する新たな科学的知見の創出に係る研究について、評価委員会により高い評価を受けた研究を支援しています。